

意見書第 5 号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による「選択的夫婦別姓制度の国会審議を求める意見書」を、宮代町議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年12月 8日提出

宮代町議会議長 田島 正徳 様

提出者 宮代町議会議員 山下 秋夫

賛成者 " 丸山 妙子

 " " 金子 正志

 " " 川野 武志

 " " 浅倉 孝郎

 " " 丸藤 栄一

選択的夫婦別姓制度の国会審議を求める意見書

選択的夫婦別姓制度とは、夫婦が望む場合は、婚姻後も男女がそれぞれの姓を名乗ることを可能とする制度です。

民法第750条に規定されている「夫婦同氏制」は、明治31年の民法成立によって制度化されたものです。最高裁判所は平成27年12月、夫婦同姓規定自体は合憲と判断をしました。同時に選択的夫婦別姓制度については「合理性がないと断じるものではない」と言及し、制度の在り方については、「国会で論じられ、判断されるべき」としました。

平成30年3月20日の衆議院法務委員会における政府答弁によると、法律で夫婦同姓を義務付けている国は日本だけであるにもかかわらず、平成8年に法務審議会が、選択的夫婦別姓制度の導入を含む「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申してから24年、いまだに法改正の見通しが立っていません。

夫婦が別姓を選択できるようにする『選択的夫婦別姓制度』の導入・論議を求める意見書については国会や政府に提出した地方議会により、同制度をめぐる提訴が相次ぎ、平成30年の6月議会から今年の6月議会までの2年余りで、参議院請願課や法務省の調査ではちょうど100の議会が議決をし、令和2年10月22日江戸川区で可決されたことで156の議会が意見書を議決をされました。

また、令和2年3月3日の日経電子版調査では法改正賛成が74.1%に、平成30年2月に内閣府が公表した世論調査の結果では、法改正に賛成・容認が66.9%と反対の29.3%を大きく上回るなど、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた機運は、大変高まってきています。

宮代町議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度について国会において審議を積極的に行うことを求めるものです。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月 日

埼玉県南埼玉郡宮代町議会議長 田島 正徳

衆議院議長	大島 理森殿
参議院議長	山東 昭子殿
内閣総理大臣	菅 義偉殿
総務大臣	武田 良太殿
法務大臣	上川 陽子殿